

通 知  
平成 26 年 3 月 14 日

津山市建設工事等登録業者 各位  
( 市内業者 )

津山市契約監理室長

平成 26・27 年度格付けに関する主観点の取扱いについて

このことについて以前から通知しておりますとおり、下記のとおり取扱いますので、再度お知らせします。

記

1 工事成績評点による加点及び減点について

H26・27 年度の格付けは過去 2 年間 ( H24.4.1 ~ H26.3.31 ) の工事検査調書の工事成績評定点の結果に基づき、主観点を増減します。

1) 工事成績の平均点 ( 業者ごとに 2 年間分すべて ) による加減

平均点が 55 点未満は、10 点を減点します。

” 55 点以上 60 点未満は、5 点を減点します。

” 60 点以上 70 点未満は、加減しません。

” 70 点以上 75 点未満は、5 点を加点します。

” 75 点以上は、10 点を加点します。

2) 工事ごとの成績 ( 2 年間分 ) による加減

一つの工事成績が 55 点未満は、3 点を減点します。

” 55 点以上 60 点未満は、1 点を減点します。

一つの工事成績が 60 点以上 70 点未満は、加減しません。

” 70 点以上 75 点未満は、1 点を加点します。

” 75 点以上は、3 点を加点します。

1) と 2) 各々で 10 点を満点とし、1) と 2) の合計で最高 20 点を加減するものとします。

2 指名停止等行政処分による減点について

過去 2 年間 ( H24.4.1 ~ H26.3.31 ) の津山市の指名停止処分について、下記のとおり減点します。

指名停止 1 ヶ月 ~ 2 ヶ月 : 10 点 / 1 回

指名停止 3 ヶ月 ~ 5 ヶ月 : 20 点 / 1 回

指名停止 6 ヶ月以上 : 30 点 / 1 回

3 防災協定・ISO の加点について

津山市と防災協定を結んでいる事業者 : 5 点

ISO 取得事業者【9001 ( 品質 ) 14001 ( 環境配慮 )】: 各 5 点

以 上